

基発第1208002号
平成20年12月8日

日本医学会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の
周知について（依頼）

平素より労働基準行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第77号。以下「改正石綿救済法」という。）が平成20年6月18日に公布され、同年12月1日から施行されました。

改正石綿救済法により、特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の施行の日から6年を経過したとき（平成24年3月27日）までに延長されました。

また、特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の日の前日（平成18年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族の方であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に拡大されました。

この施行に当たり、政府では、適切に特別遺族給付金等の請求手続が行われるよう、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

つきましては、別紙の貴会分科会に対し、厚生労働省からポスター、リーフレットを送付することとしておりますので、貴会及び石綿による疾病に関係の深い貴会分科会の会員各位に対し、その周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労災保険法に基づく給付の対象となっているほか、労働者以外の方に対する石綿救済法に基づく救済給付についても改正（医療費等の支給対象期間の拡大等）が行われたことについて併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

学術団体一覧

- 1 社団法人 日本呼吸器学会
- 2 社団法人 日本医学放射線医学会
- 3 特定非営利法人 日本呼吸器外科学会
- 4 社団法人 日本病理学会
- 5 日本癌学会
- 6 社団法人 日本産業衛生学会

基発第1208003号
平成20年12月8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の
周知について（依頼）

平素より労働基準行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第77号。以下「改正石綿救済法」という。）が平成20年6月18日に公布され、同年12月1日から施行されました。

改正石綿救済法により、特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の施行の日から6年を経過したとき（平成24年3月27日）までに延長されました。

また、特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の日の前日（平成18年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族の方であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に拡大されました。

この施行に当たり、政府では、適切に特別遺族給付金等の請求手続が行われるよう、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

つきましては、都道府県労働局から都道府県医師会及び医療機関に対してポスター、リーフレットを送付することとしておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労災保険法に基づく給付の対象となっているほか、労働者以外の方に対する石綿救済法に基づく救済給付についても改正（医療費等の支給対象期間の拡大等）が行われたことについて併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。